

区民憲章の項目整理一覧

項目	説明	自由ご意見欄・メモ
1 前文	文京区の区政運営の基本理念を示します。	
2 総則	区民憲章の目的の規定及び使用する用語の定義を行います。	
3 基本原則	ガバナンスの考え方を規定します。	
4 区民の権利・役割・責務	ガバナンスを基本とした区民の権利、役割、責務について規定します。	
5 コミュニティの権利・役割・責務	ガバナンスを基本としたコミュニティの権利、役割、責務について規定します。	
6 事業者の権利・役割・責務	ガバナンスを基本とした事業者の権利、役割、責務について規定します。	
7 非営利団体の権利・役割・責務	ガバナンスを基本とした非営利団体の権利、役割、責務について規定します。	
8 議会の役割・責務	ガバナンスを基本とした議会の権利、役割、責務について規定します。	
9 執行機関の役割・責務	ガバナンスを基本とした執行機関の権利、役割、責務について規定します。 事務処理の原則について規定します。	

区民憲章の個別論点一覧

論 点	説 明	自由ご意見欄・メモ
[項目 1] 区民憲章と他の条例との関係	区政運営全般の基本姿勢を示すもので、最高のルールであるという性格（最高規範性）を持たせることが必要となります。	
[項目 2] 住民の概念	文京区のような都市自治体においては、住民の概念について幅広い観点から検討する必要があります。	
[項目 3] 情報公開	自治体政府の情報公開の原則や区民への説明責任 個人情報保護の観点に配慮した各主体の情報公開、説明責任 上記についての規定を盛り込むか検討します。	
[項目 4] 政策決定過程への住民参加	代表民主制を補完する制度として、直接請求、住民投票や政策決定過程への参加手法について検討する必要があります。	
[項目 5] 協働型社会における苦情対応の仕組み	現在、苦情対応の一定の仕組みがあるが、協働型社会において各主体間の苦情や紛争を解決する仕組みも必要です。	
[項目 6] 権利保障のあり方	権利を規定する場合には、誰の何の権利なのか及びその権利を保障する義務を誰が負うのかを明確にしなければなりません。	
[その他の項目]		